

令和7年度「松山市市民活動推進補助金」募集要領

松山市では、市民活動を推進するため、「松山市市民活動推進条例」に基づいて「松山市市民活動推進基金」を設置し、市民の皆様から寄せられた寄付金を活用して、NPO団体の活動に対する助成を行っています。

1. 応募団体の要件

令和6年10月31日(木)までに、松山市NPO登録要綱に基づく登録を完了している団体（新たに登録する場合のみ。既に登録を完了している団体を除く）。かつ、前年度までの事業報告書を提出（今年度、新しく設立した団体を除く）している団体。

複数の団体による協働事業での応募も可能です。（代表とする団体を指定してください。設立後3年未満の団体と3年以上活動を継続している団体での協働の場合は、成熟促進支援事業となります。）

なお、市の他の制度による補助金の交付やその他の助成を受けている事業は、補助対象となりません。

2. 補助の対象となる事業

令和7年4月1日から令和8年2月28日までに、原則として松山市内で実施される事業であること。（※松山広域で実施する場合は、場所を選定した理由によっては認める場合もあり。）

【補助金額の決定】

◎立ち上がり支援事業

（対象）令和7年4月1日時点で、**設立後3年未満**の設立初期の登録団体
補助対象経費の3分の2以内、40万円を限度

◎成熟促進支援事業

（対象）令和7年4月1日時点で、**継続して3年以上活動実績**のある登録団体
補助対象経費の2分の1以内、30万円を限度

◎市民協働まちづくりモデル事業

（対象）事前に市と事業の協働に関する調整が完了している登録団体
補助対象経費の2分の1以内、200万円を限度

※補助金額は、有識者等で構成する「松山市市民活動推進委員会」の審査等を経て市長が決定します。審査の結果に基づき、申請された補助金額より減額となることもあります。

※算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てます。

【補助金交付の回数制限等】

1 団体につき次に掲げる回数を限度とし、連続して3回を超えることはできません。
また、1 団体が申請できる事業は、年度ごとに1 事業です。

- ・ 立ち上がり支援事業 3 回
- ・ 成熟促進支援事業 2 回
- ・ 市民協働まちづくりモデル事業 1 回

【補助対象経費について】

区 分	経 費 の 種 類
報 償 費	講師・専門家等への謝礼等（講師名（未定の場合は「大学教授」「企業関係者」「専門家」等の想定）を明記すること・講師本人分のみ）、調査・研究等に係る報償費等
旅 費	交通費（旅程と運賃を明記すること）、通行料、宿泊費等
需 用 費	消耗品費（単価 1 万円以内の文具や電気製品等）、印刷製本費、燃料費、修繕費等
役 務 費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機器等の賃借料等
原 材 料	加工用原材料等
その他の経費	市長が適当と認める経費 （例）補助事業実施のために短期に雇用するアルバイト代

（注意事項）

- ・ 登録団体の運営維持のために要する経費、会合等飲食費、備品購入費（※下記参照）、事務所等の借り上げ料（登録団体の常設事務所）等の費用は、補助対象経費となりません。
※「市民協働まちづくりモデル事業」では、事業の実施に不可欠なものに限り備品購入費を認める場合があります。
- ・ 領収書等の証拠書類により用途が確認できない場合には、その経費は補助の対象に含めることができません。
- ・ 補助金の支払いに当たっては、領収書等のほか、帳簿等により経費の状況を確認することがあります。なお、対象となる領収書等は4月1日から翌年2月28日までの発行日付のものに限ります。
- ・ 「その他の経費」については、事前に必ず事務局に相談してください。認められた場合は、申請書類に用途目的・内容を明確に記入してください。また、実績報告時には、内容を確認できる領収書等の証拠書類を必ず添付してください。用途が不明確である場合には、補助金の返還を求める場合があります。

3. 補助金の支払い

補助金は、交付予定額の4分の3の額（1,000円未満は切り捨て）を限度に前金払いし、残額については、実績報告書の提出後、事業内容を審査のうえ、支払うものとします。

4. 選考審査及び決定

書類確認後、プレゼンテーションによる審査を行います。

有識者等で構成する「松山市市民活動推進委員会」による審査を経て、市長が決定します。審査にあたっては、寄付者の意向を尊重し審査を行います。

審査の実施は令和7年3月中を予定していますが、詳細は改めてお知らせします。

審査結果は応募団体に文書で通知するほか、広報まつやま、市HP等で公開します。

審査では、下記の審査項目について採点を行います。

審査項目	内 容
公 益 性	その活動が社会的ニーズとして市民から求められているか。事業が不特定多数の市民の利益となり、還元・波及されるものであるか。
効 果	事業を実施することで、市民活動の向上が期待できるか。将来的に発展、継続する可能性のある事業であるか。
計 画 性	事業計画、予算、人材確保、スケジュール等の計画が適正に立てられているか。団体独自の創意工夫がなされているか。
参 画 性	市民や団体の参加が見込まれる内容であるか。
支援の妥当性	補助金の交付により、申請団体の市民活動が促進されるか。
上記に加えて 考慮すべき事項	<u>立ち上がり支援事業と成熟促進支援事業を複数回申込み</u> 【改善・発展性】 前回の事業検証が行われ、課題を分析し、効果的な事業内容となっている（前回以上の参加者が見込まれる、より多くの団体との連携が見込まれる）など、事業計画の確実な改善・発展が見られるか。 <u>成熟促進支援事業</u> 【自立的運営の可能性】 補助終了後、事業運営の自立が可能となる見込みがあるか（補助終了と同時に事業が縮小・廃止されないか、単純に他の助成金に頼るものではないか）。
	<u>市民協働まちづくりモデル事業</u> 市と協働するにあたり、十分な協議が行われているか。お互いのメリットや目的が明確か。また、団体と市の役割分担は適切か。

5. 募集期間

令和6年11月15日（金）～12月23日（月）【必着】

6. 申込方法

記入例を参考に申込書に記入し、必要な書類を添えて、松山市坂の上の雲まちづくり部まちづくり推進課、またはまつやまNPOサポートセンターに郵送、または持参してください。申込書は、市のHPから様式をダウンロードできますので、なるべくパソコンで作成してください。

<HPアドレス>

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/download/kurashi/sonota/hojokinmousikomi.html>

★申し込み書類は返却しません。

★締切直前は申込が集中することが予想されます。書類に不備がある場合等は、補正が必要となりますので、余裕を持ってお申し込みください。

休日について

市役所：土曜日・日曜日・祝日

まつやまNPOサポートセンター：月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）

7. その他

- 応募書類は、全てA4片面印刷としてください。
- その他資料として、A4片面印刷以外の規格のものを添付する場合は、20部ご提出ください。
- 正式な採択事業は、令和7年度予算成立後に決定します。
- 補助金の交付を受けた事業は、応募した団体が実施すること。通訳や写真撮影、会場音響等専門性の高い一部の業務・作業の委託は可能ですが、いわゆる事業の丸投げや大半を委託することは認められません。
- 補助金の交付が決定した後に、補助対象事業として不適格と認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。また、申請書、報告書、その他に虚偽の事項が認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すとともに交付した補助金の全部または一部を返還していただく場合があります。
- 当初の計画を変更するに当たり、変更申請が必要な場合があります。また、補助金が減額される場合もありますので、まちづくり推進課に事前に必ずご相談ください。
- 補助金の交付を受けた団体は、補助対象事業の終了後、4月（予定）に行われる事業報告会等で実施したことを報告していただきます。また、広報などでもご協力をいただく場合があります。

- 補助金の申込書等この補助金に関する書類は、保護すべき個人情報を除き、松山市ホームページ上での公開を予定しています。また、この補助金を受けて実施した事業に関する決算書・事業報告書等で、市に提出された書類についても同様に公開を予定しています。
- 事業実施後、実績報告書の提出と併せて別に定める自己評価書を提出していただきます。
- 補助金の交付に当たっては、この要領に記載された事項のほか、松山市市民活動推進補助金交付要綱及び松山市補助金等交付規則に定める事項を守っていただきます。

お問い合わせ先

松山市 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課（市役所本館6階）
市民活動推進担当

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

電 話 089-948-6330 FAX 089-934-1821

E-mail matsuyamashi-npo@city.matsuyama.ehime.jp